

# 富山県建築行政マネジメント計画

令和2年6月

富山県建築行政会議

## < 目 次 >

I. 計画の位置づけ	1
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の策定主体	
(3) 計画期間	
(4) 対象範囲	
II. 基本方針	2
III. 目標と推進すべき施策	2
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	2
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2) 中間検査・完了検査の徹底	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	4
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3. 違反建築物対策等の徹底	5
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置昇降機への安全対策の徹底	
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	6
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	
(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進	
(3) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用	
5. 事故・災害時の対応	8
(1) 事故発生時の迅速な対応	
(2) 迅速な災害対応を可能とする体制の整備	
6. 消費者への対応	10
7. 執行業務体制の整備	10
(1) 内部組織の執行体制	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	
IV. 計画のフォローアップ	11

## I. 計画の位置づけ

### (1) 策定の趣旨

建築物は、基本的な生活基盤としての性格を有しており、その災害等に対する安全性を確保し、質の向上を図っていくことは、県民の生命、健康及び財産の保護並びに公共の福祉の増進の観点から極めて重要なことです。

この安全性を確保するためには、建築主体である建築主、建築士をはじめとする建築技術者並びに行政のそれぞれが責任を持って、その役割を果たしていくことが必要です。

平成22年に、建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、適正かつ効率的に法令遵守を徹底するために、建築行政が取り組むべき事項について計画を策定するための基本方針である「建築行政マネジメント基本方針」が国において策定されました。

この方針に基づき、本県では、各特定行政庁（県、富山市、高岡市）、指定確認検査機関、指定構造計算判定機関及び建築関係団体が取り組むべき方針や施策を整理し、建築物の安全性の確保、質の向上を図ることを目的として、「富山県建築行政マネジメント計画」を平成23年3月に策定し、各種施策に取り組んできました。

このたび、①「富山県建築行政マネジメント計画」の計画期間が令和元年度に終了したこと、②国において建築行政マネジメント計画策定指針が改訂されたこと、③建築基準法、建築士法が改正されたことを踏まえ、「富山県建築行政マネジメント計画」の見直しを行い、計画を改めて策定します。

### (2) 計画の策定主体

「富山県建築行政会議」が計画を策定します。

### (3) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度を計画期間とします。なお、中長期的な目標を提示する観点から、計画期間中であっても必要に応じて見直すことにより、改善を図ることとします。

### (4) 対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とします。

## II. 基本方針

建築物の安全性の確保や質の向上を図るため、建築関係団体と連携して、以下について取り組むこととします。

- 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保
- 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底
- 3 違反建築物対策等の徹底
- 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保
- 5 事故・災害時の対応
- 6 消費者への対応
- 7 執行業務体制の整備

また、これらに取り組むにあたり、推進すべき施策を定め、適確に実施するために目標を設定します。

## III. 目標と推進すべき施策

### 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施します。

#### 【目 標】

- ・ 適確な審査の徹底
- ・ 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間について平均35日以内を目指す。  
※ 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均とする。



#### 【施 策】

- ① 「確認審査等に関する指針」に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施
- ② 特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ③ データベース等を活用した設計者の適確性の確認
- ④ 建築基準法改正に伴う建築確認の手続きの変更等の周知

## (2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性を確保し違反建築物の発生を防止するためには、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要であるため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図ります。

### 【過去5年間の完了検査状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年平均
完了検査率 (%)	101	94	91	95	92	95

※ 完了検査率…年度内の完了検査申請受付件数÷確認申請受付件数（計画通知を含む）

### 【目 標】

- ・ 完了検査率 95%
- ・ 中間検査の完全実施



### 【施 策】

- ① 建築確認時における中間検査及び完了検査手続きの啓発
- ② 検査未実施の建築物に対する受検督促等の実施
- ③ 検査未実施の建築物に対する報告の徴収及び立入検査の実施

## (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要であるため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行います。

### 【目 標】

- ・ 工事監理者選定の徹底及び工事監理能力の向上



### 【施 策】

- ① 建築確認申請時における工事監理者の記載の徹底
- ② データベースを活用した工事監理者の適確性の確認
- ③ 建築主への工事監理報告書提出の徹底
- ④ 工事監理者としての意識の啓発、工事監理能力の向上等のための講習会等の実施

#### (4) 仮使用認定制度の適確な運用

平成26年の建築基準法改正において拡充された仮使用認定制度が適確に運用されるよう、仮使用される建築物の安全確保に取り組みます。

##### 【目 標】

- ・ 仮使用認定制度の円滑な実施
- ・ 仮使用される工事中の建築物の安全確保の徹底



##### 【施 策】

- ① 仮使用認定制度及び工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知
- ② 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正・指導の徹底
- ③ 指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保

## 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底します。

##### 【目 標】

- ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務執行の確保



##### 【施 策】

- ① 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査や抜き取り調査、推進計画書の実施状況の確認等による指導・監督の徹底
- ② 審査及び判定業務のより一層の円滑化を図るため、関係団体、申請者等からの意見要望等も踏まえ、業務の改善等について当該機関と継続的な意見交換等を行う。

### (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通して建築物の安全性を確保するために、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底します。

## 【目 標】

- ・ 建築士や建築士事務所の適確な業務執行の確保



## 【施 策】

- ① 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と処分基準に基づく適正な処分の実施
- ② 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
- ③ 設計又は工事監理の委託内容の書面交付や工事監理報告書の提出の重点的な指導
- ④ 建築士事務所の管理建築士や所属建築士に対する定期講習受講等の周知徹底
- ⑤ 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督
- ⑥ 所属建築士の登録および変更の届出の徹底
- ⑦ 設計等の業の適正化の徹底

### 3. 違反建築物対策等の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

近年、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為や、認知症高齢者グループホーム、ホテル、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店において発生した火災を踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等（以下、「警察等」という。）の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的に推進します。

## 【目 標】

- ・ 違反建築の未然防止と違反建築物是正・指導の徹底



## 【施 策】

- ① 違反建築物のパトロールの実施
- ② 違反建築物に係る是正・指導の徹底
- ③ 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施
- ④ 警察等との関係機関との連携体制の確保
- ⑤ 建築士会等関係団体の協力による違反建築物パトロールの実施
- ⑥ 違反建築物に関与した建築士事務所に対する立入検査の重点的な実施
- ⑦ 違反情報、違反对応に関する国や特定行政庁との情報共有

## (2) 違法設置昇降機への安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置昇降機については、労働基準監督署との連携を図り、実態を把握し、違法設置昇降機対策を計画的に推進します。

### 【目標】

- 違法設置昇降機への安全対策の徹底



### 【施策】

- 違法設置昇降機の実態の把握及び是正・指導の徹底

## 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

定期報告の徹底により、建築物、昇降機や遊戯施設の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、安全性の確保を促進します。

○過去5年間の定期報告率

対象建築物		特殊建築物					計	建築設備等
		劇場、映画館、演芸場、公会堂又は集会場	病院又は診療所	旅館又はホテル	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、遊技場、飲食店等	児童福祉施設等、共同住宅、寄宿舎、体育館、図書館、浴場等		
26年度	報告すべき件数	255	0	0	135	-	390	3,590
	報告件数	187	0	0	42	-	229	3,491
	報告率(%)	73	-	-	31	-	59	97
27年度	報告すべき件数	0	125	305	282	-	712	3,665
	報告件数	0	112	137	157	-	406	3,536
	報告率(%)	-	90	45	56	-	57	96
28年度	報告すべき件数	0	56	3	14	212	285	3,728
	報告件数	(3)	32	3(19)	13(30)	113	161(52)	3,583
	報告率(%)	-	57	100	93	53	56	96
29年度	報告すべき件数	244	27	0	221	187	679	3,823
	報告件数	218	22(15)	0	51(3)	143(34)	434	3,698
	報告率(%)	89	81	-	23	76	64	97
30年度	報告すべき件数	0	66	304	301	0	671	5,094
	報告件数	0	60	135	136	0	331	4,558
	報告率(%)	-	91	44	45	-	49	89
平均報告率(%)		81	82	44	42	64	57	95

( ) 内の数字は遅れて出てきた件数



### 【目 標】

- ・ 特定建築物・建築設備等の定期報告率の向上



### 【施 策】

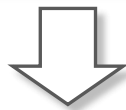
- ① 建築物及び建築設備等における定期報告制度の周知徹底
- ② 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底
- ③ 報告内容を踏まえた是正・指導の徹底
- ④ 関係機関との連携による未報告昇降機等の所有者等に対する督促等の徹底

## (2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベストを露出した状態で放置すると人体への影響が多岐にわたっており、除去対策が喫緊であることから、アスベストの除去等を促進します。

### 【目 標】

- ・ アスベストを有する建築物のアスベスト除去等の促進



### 【施 策】

- ① アスベストを有する建築物の所有者等に対する報告の督促と是正・指導の徹底
- ② 建築物の解体・改修工事における事前調査と施工中の適切な飛散防止対策の周知

### (3) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

既存不適格建築物について、所有者等がその危険性に対する認識が十分でないこともあり、一層の適切な維持管理や改修が求められています。そのため、法制度や施策の周知徹底を図り、現行基準への水準向上を促進するとともに、ストックの有効活用に取り組みます。

#### 【目 標】

- ・ 既存不適格建築物の危険性の周知と建築ストックの利用促進



#### 【施 策】

- ① 既存不適格建築物に関する法制度・施策の周知
- ② 既存不適格建築物における現行基準への水準向上の必要性の周知と改修の促進
- ③ 確認申請図書や確認済証等の保存の重要性の周知
- ④ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備

## 5. 事故・災害時の対応

### (1) 事故発生時の迅速な対応

個室ビデオ店、未届有料老人ホームの火災、エレベーターや遊戯施設に係る事故等が発生していることから、事故発生時には関係機関と連携し、迅速かつ適確な事故対応を行います。

#### 【目 標】

- ・ 事故発生時の現場調査、原因究明、再発防止策検討等の迅速な対応の実施



#### 【施 策】

- ① 火災や事故が発生した場合の警察等の関係機関と連携した迅速な対応の実施
- ② 事故に係る調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省や関係機関への情報提供の実施

## (2) 迅速な災害対応を可能とする体制の整備

地震等の災害が発生し、多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し住民の安全の確保を図る必要があることから、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実行する判定士を確保するとともに派遣体制を確立します。

### ○被災建築物応急危険度判定士認定件数

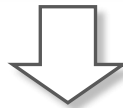
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
新規登録	57	59	44	50	30	
更新登録	173	156	142	130	111	
計	230	215	186	180	141	952

### ○被災宅地危険度判定士認定件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
新規登録	22	41	30	32	36	
更新登録	31	31	15	17	26	
計	53	72	45	49	62	281

### 【目 標】

- 被災建築物応急危険度判定士等の派遣体制の確立と資格登録の促進



### 【施 策】

- ① 「富山県被災建築物応急危険度判定支援本部及び支援支部業務要領」に基づく災害時の対応体制の整備
- ② 災害時の迅速かつ正確な災害情報の把握と情報提供
- ③ 建築士等に対する講習の実施による被災建築物応急危険度判定士等の確保
- ④ 被災建築物応急危険度判定士等に対する研修の実施による技術力の向上
- ⑤ 判定用資機材の事前準備の徹底
- ⑥ 応急危険度判定コーディネーターの育成

## 6. 消費者への対応

消費者問題への意識の高まりにより、建築物においても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられていることから、建築行政においても消費生活センターと連携し、消費者への適切な対応、情報提供を行います。

### 【目標】

- ・ 消費者への適切な対応と情報提供の推進



### 【施策】

- ① 建築関係団体で構成されている「とやま住まい情報ネットワーク」に設置されている「とやま住宅相談所」や富山県消費生活センターと連携した、消費者に対するリフォーム等の住宅相談や住情報の提供・啓発等の実施

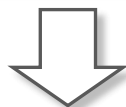
## 7. 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するため、将来の配置を踏まえた効果的な内部組織の執行業務体制の構築を図ります。

### 【目標】

- ・ 審査担当者の審査技術の向上
- ・ 建築行政に必要な執行体制の構築



### 【施策】

- ① 審査技術の向上のため、審査担当者による事例研究、情報交換のための定期的な会議の開催
- ② 県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造適合性判定機関の審査技術の向上のための定期的な行政会議の開催

### (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築確認・検査を始め、違反建築物対策、事故・災害対応及び消費者対応といった建築物等の安全・安心の確保に関わる建築行政の課題に適切に対応していくため、富山県建築行政連絡会議及び協力団体等が一体となって施策を推進することとします。

## 【目 標】

- ・ 各関係機関との役割分担の明確化と連携の強化



## 【施 策】

- ① 「富山県建築行政会議」、「建築確認円滑化対策連絡会議」等の定期的な開催による情報共有、意見交換を通じた連携の強化
  - 富山県建築行政会議  
富山県、富山市、高岡市、一般財団法人富山県建築住宅センター
  - 建築確認円滑化対策連絡会議  
富山県、富山市、高岡市、一般財団法人富山県建築住宅センター、  
一般社団法人富山県建設業協会、  
公益社団法人富山県建築士会、一般社団法人富山県建築士事務所協会、  
一般社団法人日本建築構造技術者協会中部支部北陸部会、  
公益社団法人日本建築家協会北陸支部富山地域会
  - その他協力団体
    - ・ とやま住まい情報ネットワーク  
(正会員)  
一般財団法人富山県建築住宅センター、一般社団法人富山県建設業協会、  
公益社団法人富山県建築士会、一般社団法人富山県建築士事務所協会、  
一般社団法人富山県優良住宅協会
    - (協力会員)  
富山県土木部建築住宅課、富山県消費生活センター
    - ・ 一般社団法人中部ブロック昇降機等検査協議会

## IV. 計画のフォローアップ

計画最終年度末に目標達成状況を検証し、取り組みについて見直しを行う等、継続的な改善を行います。